

入間市告示第108号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条に規定する規制地域並びに法第4条第2項第1号に規定する敷地境界線の地表における臭気指数の規制基準、同項第2号に規定する排出口における臭気排出強度又は臭気指数の規制基準及び第3号に規定する敷地外における臭気指数の規制基準を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

入間市長 木下 博

(1) 法第3条に規定する規制地域

市内全域

(2) 法第4条第2項第1号に規定する敷地境界線の地表における臭気指数の規制基準  
別表のとおり

(3) 法第4条第2項第2号に規定する排出口における臭気排出強度又は臭気指数の規制基準

別表の区域の区分ごとに、当該区分に係る敷地境界線の地表における臭気指数の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「総理府令」という。）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

(4) 法第4条第2項第3号に規定する敷地外における臭気指数の規制基準

別表の区域の区分ごとに、当該区分に係る敷地境界線の地表における臭気指数の規制基準を基礎として、総理府令第6条の3に定める方法により算出した臭気指数

別表

区域の区分	A区域	B区域	C区域
臭気指数	15	18	18

備考 区域の区分は、次のとおりとする。

- 1 A区域 B区域及びC区域を除いた市内全域
- 2 B区域 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域の指定がされている区域
- 3 C区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による工業地域または工業専用地域の指定がされている区域